

**第9次高齢者保健福祉計画
第8期介護保険事業計画
(令和3年度～令和5年度)**

【概要版】

支え合い あたたかな地域の中で
自立した活力ある高齢者が暮らせるまち 東金

**令和3年3月
東 金 市**

1 計画策定の背景

わが国では、令和元年10月時点において、65歳以上の人口は3,588万人を超えており、総人口1億2,616万人の28.4%まで上昇しています。高齢者数は令和24年頃まで増加し、その後も、75歳以上の人口割合については増加し続けることが予想されています。

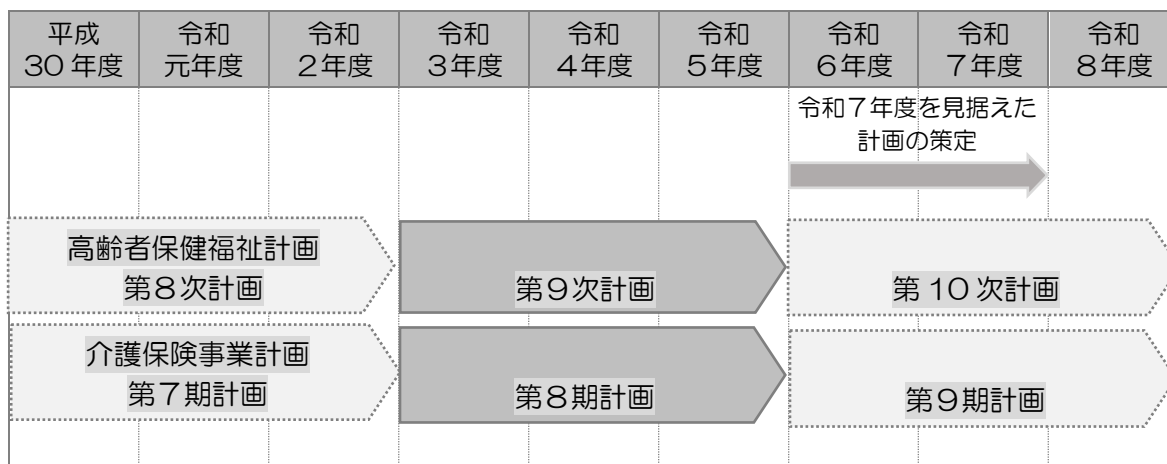
国においては、高齢社会対策の推進に当たり基本的考え方を明確にし、分野別の基本的施策の展開を図るべく、平成30年2月に「高齢社会対策大綱」を閣議決定し、この大綱に基づき、令和7年（2025年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の一層の推進を図ることとしています。

さらに、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月に成立し、包括的支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備と地域包括ケアシステムを基盤とした地域づくり等の一体的な取り組みのもと、地域共生社会の実現を図ることとされています。

こうした国等の動向を踏まえ、令和2年度に東金市第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の計画期間（平成30年度～令和2年度）が終了することから、施策の実施状況や効果を検証した上で、いわゆる団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年（2025年）、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年（2040年）を見据え、「地域包括ケアシステム」を構築、深化、推進を目指す新たな計画を策定します。

2 計画の期間

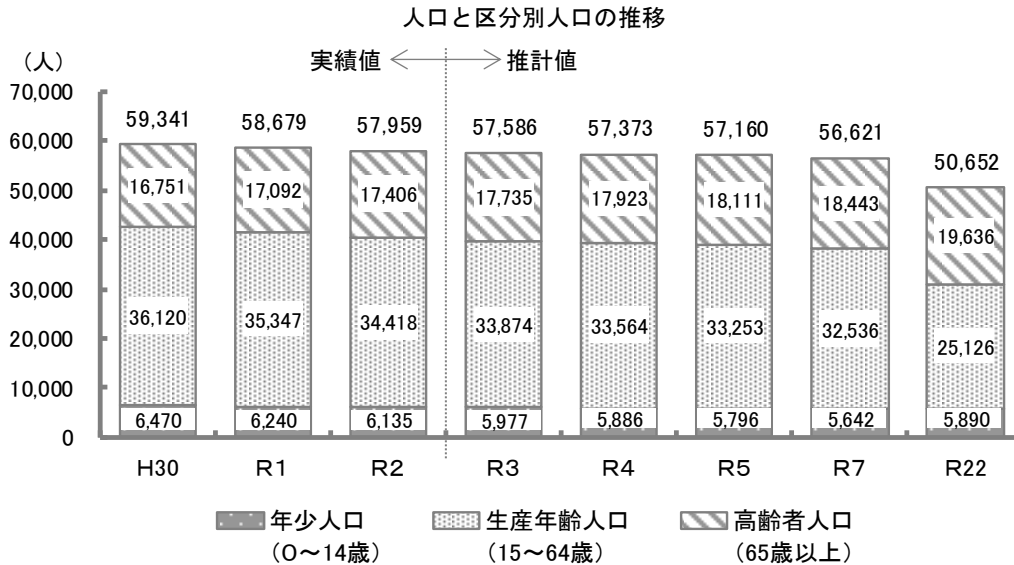
「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、介護保険法の規定により3年を一期として定める必要があることから、この計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。



3 東金市の現状

(1) 年齢3区分別人口の推移

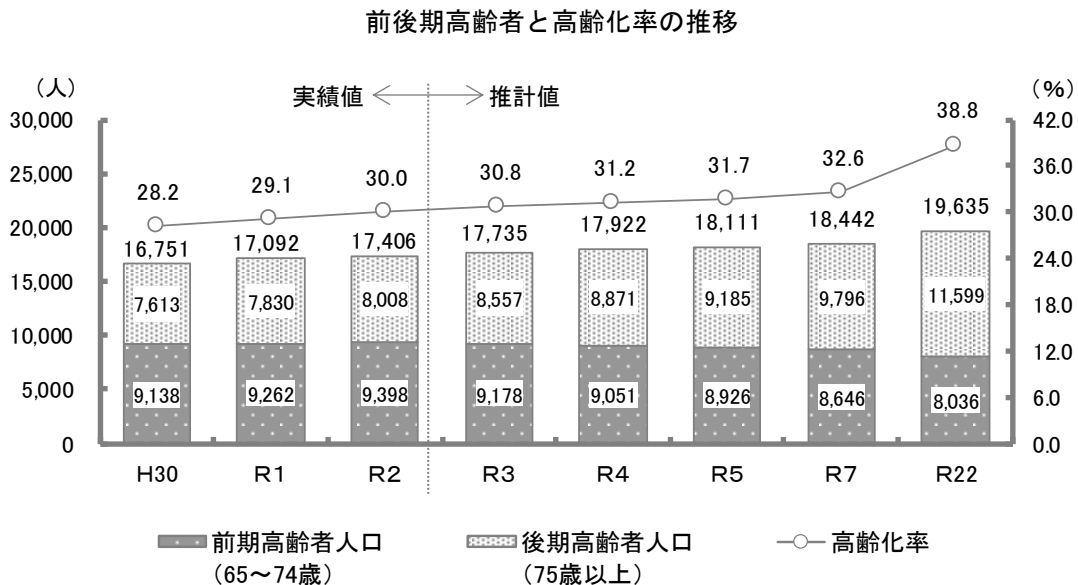
本市の人口は、年々減少しており、令和7年には56,621人を見込んでいます。3区分別人口では年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）においては減少傾向、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあります。



資料：実績は住民基本台帳、推計はコーホート要因法に基づいた独自推計（各年10月1日現在）

(2) 前期高齢者、後期高齢者の推移

高齢者が増加傾向にある中、令和2年では17,406人、高齢化率は30.0%となっており、令和7年には18,443人、高齢化率は32.6%を見込んでいます。令和2年から令和5年までの高齢者の推移では705人の増加となっています。（前期高齢者（65歳～74歳）472人減、後期高齢者（75歳以上）1,177人増）



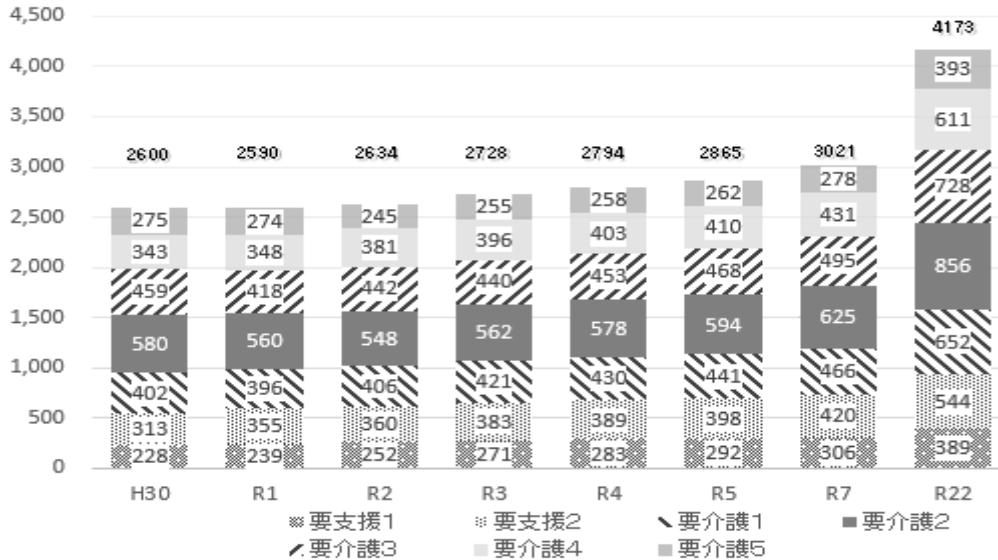
資料：実績は住民基本台帳、推計はコーホート要因法に基づいた独自推計（各年10月1日現在）

(3) 要支援・要介護認定者と認定率推移

本市の認定者数は増加傾向にあり、令和2年では、2,634人となっており、特に要支援2の増加傾向が顕著になっています。

また、本市の要介護認定率においては、平成28年以降横ばい傾向であり、令和2年で14.6%となっています。また、県・全国と比較すると低い値で推移しています。

要支援・要介護認定者数の推移（人）



資料：実績は介護保険事業報告（各年9月末現在）、推計は「見える化」システム

資料：「見える化」システム（各年3月末現在）

4 基本理念

本計画は、高齢者に関する専門的・個別的な領域を担うとともに、第7期計画の基本的考え方や趣旨を踏襲し、地域包括ケアシステムの実現に向けた施策および事業を積極的に展開していくため、本計画の基本理念を「支え合い あたたかな地域の中で自立した活力ある高齢者が暮らせるまち 東金」とします。



支え合い あたたかな地域の中で
自立した活力ある高齢者が暮らせるまち 東金



5 基本目標と施策の体系

基本目標 1

健康で自立した生活を継続できるまち

日本人の平均寿命は、男女ともに80歳を超えており、人生100年時代と言われるようになりました。長い人生をより豊かにするためには、心身ともに健康でいられる期間である健康寿命を延ばしていくことが大切です。この健康寿命をできるだけ長く保ち、生きがいを持って自立した生活を送るためにはフレイル予防も非常に重要です。

市では、高齢者が豊富な知識や経験を活かしながら自らが支える側となって活躍し、いつまでも住み慣れた地域で健康に生きがいをもって生活できるよう、社会参加を促進する体制づくりを推進し、健康づくりやフレイル予防に取り組みます。

施策 1 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

施策 2 社会参加と生きがいづくりの推進

基本目標 2

住み慣れた地域で支え合いながら暮らせるまち

在宅での生活を支援するため、介護予防・日常生活支援総合事業をはじめ、様々なサービスを実施していますが、高齢者のニーズと実態に合わせて、適切なサービス提供を行うコーディネート機能の強化を図ります。

市では、地区ごとの地区振興協議会との連携を図るとともに、地域のボランティアをはじめ、住民主体のサービスの担い手等の人材を発掘し、地域における支え合いの体制づくりを推進します。

また、地域における身近な総合相談窓口として、地域包括支援センターの充実を図る等、関係団体等と連携した支援体制を推進します。

高齢者が自らの意思で自立した生活を送れるように、高齢者の尊厳を守る視点から、高齢者の権利擁護とともに虐待や差別の防止を図り、身近な地域で相談・支援が受けられる体制を整えます。

施策 1 地域における支援体制づくり

施策 2 生活支援・支え合い活動の推進

施策 3 高齢者の尊厳を守る支援体制の確立

施策 4 医療と介護の連携の推進

基本目標3

高齢者にやさしい地域づくりの推進

高齢者が気軽にかけられる交通環境の整備や利用しやすい公共施設の整備、快適な居住環境の整備など、高齢者にやさしいまちづくりを推進します。

また、高齢者が犯罪、交通事故等の危険に遭うことのないような体制づくりを進めるとともに、災害時には安全に避難できるよう、防災・防犯にも配慮した安全で安心なまちづくりを推進します。認知症高齢者が増加していくと推測される中で、認知症高齢者に対する地域での支援の充実、認知症予防の取り組みの強化、早期発見・早期対応の体制強化に努めるとともに、地域で認知症サポーター等、ボランティアや地域住民による見守りネットワークを構築します。

施策1 高齢者の住まい・環境の支援

施策2 地域の見守り・防災・防犯の推進

施策3 認知症への正しい理解と早期対応

基本目標4

介護サービスの充実と制度の安定的運営

介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活を続けるため、在宅サービスと施設・居住系サービスのバランスの取れた基盤整備を進めていくとともに、持続可能な介護保険制度にしていくため、介護給付の適正化等を進め、サービスの充実を図ります。

また、介護を必要とする人だけでなく、その家族への支援を行い、在宅介護の充実を図ります。

介護離職ゼロ及び介護職離職ゼロに向け、地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上に資する事業として、介護人材の需給の状況を踏まえ、新規参入の促進、潜在的な人材の復職・再就職支援、離職防止・定着の促進等のための方策を検討します。

施策1 介護等給付サービスの充実

施策2 人材の育成と資質向上

施策3 介護保険制度のよりよい運営

6 総人口及び高齢者人口等の推計

《高齢者人口等の推計》

単位：人

区分	実績			推計				
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
総人口	59,341	58,679	57,959	57,586	57,373	57,160	56,621	50,652
65歳以上人口	16,751	17,092	17,406	17,735	17,922	18,111	18,442	19,636
65～69歳	5,122	4,874	4,637	4,470	4,375	4,280	4,127	4,184
70～74歳	4,016	4,388	4,761	4,708	4,676	4,646	4,519	3,853
75～79歳	3,078	3,232	3,258	3,530	3,685	3,841	4,055	3,471
80～84歳	2,210	2,241	2,264	2,432	2,528	2,624	2,847	3,133
85～89歳	1,398	1,399	1,475	1,546	1,587	1,628	1,737	2,739
90歳以上	927	958	1,011	1,049	1,071	1,092	1,157	2,256
40～64歳人口	20,123	19,905	19,648	19,290	19,084	18,879	18,490	14,827
合計	36,874	36,997	37,054	37,025	37,007	36,990	36,933	34,463
高齢化率（％）	28.2%	29.1%	30.0%	30.8%	31.2%	31.7%	32.6%	38.8%
後期高齢化率（％）	12.8%	13.3%	13.8%	14.9%	15.5%	16.1%	17.3%	22.9%

資料：実績は住民基本台帳、推計はコーホート要因法に基づいた独自推計（各年度10月1日現在）

《認定者数の推計》

単位：人

区分	実績			推計				
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
要支援1	228	239	252	271	283	292	306	389
要支援2	313	355	360	383	389	398	420	544
要介護1	402	396	406	421	430	441	466	652
要介護2	580	560	548	562	578	594	625	856
要介護3	459	418	442	440	453	468	495	728
要介護4	343	348	381	396	403	410	431	611
要介護5	275	274	245	255	258	262	278	393
計	2,600	2,590	2,634	2,728	2,794	2,865	3,021	4,173

資料：実績は「介護保険事業報告」月報（各年度10月1日現在）推計は「見える化システム」

※要支援・要介護認定者は2号被保険者を含む

7 介護保険料

介護給付および予防給付に要する費用と地域支援事業費の財源は、国・県・市の負担金、国の調整交付金、第1号被保険者（65歳以上）の保険料、第2号被保険者（40歳から64歳）の保険料で構成されています。また、介護給付費等は、公費（国、県、市）と保険料（第1号、第2号被保険者）で、50%ずつ負担する仕組みとなっています。

高齢者の増加に伴う介護給付費の増加等により保険料水準の上昇が見込まれる中、保険料段階の弾力化や介護給付費準備基金の活用等により保険料上昇の抑制に努め、第8期の介護保険料を設定します。

第8期（令和3年度～令和5年度）の

介護保険料基準額（月額）は、5,600円となります。

所得段階	対象者	基準額に対する割合 (保険料率)	年額保険料	参考月額 保険料
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.5 (0.3)	33,600円	2,800円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	0.75 (0.5)	50,400円	4,200円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.75 (0.7)	50,400円	4,200円
第4段階	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	60,480円	5,040円
第5段階	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額	67,200円	5,600円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.2	80,640円	6,720円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.3	87,360円	7,280円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.5	100,800円	8,400円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の人	1.7	114,240円	9,520円

※第1～3段階の保険料について、公費による軽減措置を実施し、（ ）内の保険料額となります

8 介護保険制度の円滑な運営

(1) 地域密着型サービス

原則、市内に在住の方のみが利用できる地域密着型サービスの事業所を拡充し、市内にお住まいの方が住み慣れた地域で生活を続けられるような体制整備を図ります。

(2) 施設系・居住系サービス

介護が必要な方が入所することで、介護や身の回りの世話を受けられる施設系・居住系サービスを施設の新設・増床・転床の実施により拡充し、居宅での介護が困難な方が安心して暮らせる体制整備を図ります。

9 介護給付適正化の方針

(1) 介護給付適正化計画の位置づけ

市では、国及び県の「介護給付適正化計画」に基づき、介護給付適正化を図るため、下記主要5事業について目標値を定め、第8期計画においても引き続き取り組みを行うことで、効果的な事業の実施を目指します。

- 1) 要介護認定の適正化については、認定調査全件のチェックを行います。また、認定調査員の資質向上を目的とし、研修会へ参加します。
- 2) ケアプランの点検については、介護支援専門員の「気づき」を促がし、資質向上を図ることを目的とし、問題点や課題を共有しながら協働で点検を行います。
- 3) 住宅改修等の点検については、事前申請時の書面審査だけでなく、必要に応じて訪問調査を実施し、利用者の実情を確認したうえで給付の決定を行います。
- 4) 医療情報との突合・縦覧点検については、千葉県国民健康保険団体連合会からの情報をもとに、サービスの整合性や算定日数等を点検し、誤請求や重複請求があった場合には事業所へ過誤申立等の指導を行い、適正な給付を実施します。
- 5) 介護給付費通知については、サービス利用者に利用実績の確認をして頂くことで、事業所の架空請求や過剰請求の防止を図ります。

10 円滑な事業運営の推進支援

介護保険事業の実施及び運用に当たっては、円滑な事業運営が不可欠となります。

市では、市民はじめ、事業者や協力団体、関係機関等との連携を引き続き図っていくことで、介護保険制度の事業運営が滞ることなく運用していくことのできる環境を整備します。

11 日常生活圏域の基本的な考え方

日常生活圏域の設定は、地理的条件や人口規模、交通事情、介護保険施設の整備状況などの諸条件を勘案して決定します。本市では、平成18年4月1日から、地域包括支援センターを直営で1ヶ所、地域包括支援センターのブランチ（地域の相談窓口）を日常生活圏域ごとに1ヶ所設置してきました。

本計画期間においては、本市の地域性や諸条件、設定要件に基づき、第7期計画から引き続き、市内を2つの日常生活圏域に区分することとします。

<第8期における日常生活圏域の設定要因>

- ◎ 第1生活圏域、第2生活圏域での高齢者数、高齢化率、世帯平均人数の数値に大きな偏りはなく、また、地域間格差も大きな要因となるもの（例えば、交通網や商店数等の著しい格差、サービス事業所や施設等の大きな偏りなど）で、特化して考慮すべき変更点はないと考えられる。
- ◎ 現在の東金市における施設整備等については、概ねバランスよく配置されている。

第1生活圏域	
高齢者数	9,178人
高齢化率	29.1%
世帯平均人数	2.09人

第2生活圏域	
高齢者数	8,228人
高齢化率	31.1%
世帯平均人数	2.22人

住民基本台帳（令和2年10月1日現在）



■ 日常生活圏域の詳細 ■

日常生活圏域	地区・大字
第1生活圏域	<p>【東金地区（東金地区・田間地区・城西地区）】 東金・東上宿・東岩崎・東新宿・南上宿・田間・田間1～3丁目・台方・大豆谷・日吉台1～7丁目・八坂台1～5丁目</p> <p>【公平地区】 求名・家之子・道庭・松之郷</p> <p>【丘山地区】 油井・小野・山田・滝・丹尾・季美の森東1～2丁目・丘山台1～3丁目</p> <p>【源地区】 上布田・極楽寺・滝沢・酒蔵・三ヶ尻</p>
第2生活圏域	<p>【東金地区（嶺南地区）】 北之幸谷・堀上・川場・押堀</p> <p>【大和地区】 山口・田中・福俵・西福俵</p> <p>【正気地区】 広瀬・関下・大沼・宿・荒生・薄島・家徳・幸田・北幸谷・細屋敷・藤下飛地・不動堂飛地・西野飛地・栗生飛地</p> <p>【豊成地区】 上武射田・下武射田・土農田・菱沼・前之内・二又・東中・関内・堀之内・宮・三浦名・御門・高倉・中野・殿廻・小関飛地</p> <p>【福岡地区】 小沼田・大沼田・一之袋・二之袋・砂古瀬・依古島・下谷・東中島・上谷・西中</p>

令和3年3月

第9次高齢者保健福祉計画・
第8期介護保険事業計画

発行：東金市
企画・編集：東金市市民福祉部 高齢者支援課
〒283-8511 千葉県東金市東岩崎1番地1
TEL:0475(50)1219(直通)